
第2編

第3部 主な法案の審議状況

(成立した主な法律)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第3部 主な法案の審議状況

(1) 第109回臨時国会:昭和62年7月6日～昭和62年9月19日

(1) 第109回臨時国会：昭和62年7月6日～昭和62年9月19日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
106	昭和 62.10.17	昭和 62.10.17	国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律	国立病院等の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院等の資産の譲渡価格の割引及び助成措置等所要の措置について定める。

第2編

第3部 主な法案の審議状況

(2) 第112回通常国会:昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

(2) 第112回通常国会：昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
36	昭和 63. 5.17	昭和 63.10. 1	社会福祉・医療 事業団法の一部 を改正する法律	<p>社会福祉事業施設の設置等に 必要な資金を貸し付ける対象者 として、社会福祉法人のほかに 政令で定める者を加えることと した。</p> <p>また、身体上又は精神上の障 害があることにより日常生活を 営むのに支障がある者の居宅に おいて介護を行う事業その他政 令で定める事業を行う者に対し 必要な資金を貸し付けることと した。</p>
56	63. 5.24	63. 5.24	児童扶養手当法 等の一部を改正 する法律	<p>各種手当及び年金の額を昭和 63年4月1日から引き上げる。</p> <p>1. 児童扶養手当 児童1人 月額33,900円→34,000円 児童2人 月額38,900円→39,000円</p> <p>2. 特別児童扶養手当等 ① 特別児童扶養手当</p>

(2) 第112回通常国会：昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
				<p>障害児1人につき 月額27,400円→27,500円</p> <p>重度障害児1人につき 月額41,100円→41,300円</p> <p>② 障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当の額 月額11,650円→11,700円</p> <p>③ 特別障害者手当 月額20,900円→20,950円</p> <p>3. 拠出制国民年金及び厚生年金保険</p> <p>① 物価スライドの特例措置 ○昭和63年度において特例として年金額の改定措置を講ずる。 ○改定は、昭和62年の消費者物価上昇率を基準として行う。</p> <p>② 旧国民年金法による障害年金等について平成元年2月から、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回支払に支払期月を変更する。(昭和64年1月1日より施行)</p> <p>4. 老齢福祉年金 328,800円(月額27,400円) → 330,000円(月額27,500円)</p> <p>5. 年金福祉事業団の住宅資金貸付け ○直系血族その他政令で定める親族の居住の用に供するた</p>

(2) 第112回通常国会：昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
57	昭和 63. 5. 24	昭和 63. 5. 24	原子爆弾被爆者 に対する特別措 置に関する法律 の一部を改正す る法律	<p>めの住宅を貸付け対象とする こととする。</p> <p>以下の手当の額を昭和63年4 月1日から引き上げる。</p> <p>1. 医療特別手当 月額 111,600円→112,000円</p> <p>2. 特別手当 月額41,100円→41,300円</p> <p>3. 原子爆弾小頭症手当 月額38,400円→38,500円</p> <p>4. 健康管理手当 月額27,400円→27,500円</p> <p>5. 保健手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生省令で定める範囲の身 体上の障害がある者等 月額27,400円→27,500円 ○それ以外の者 月額13,700円→13,800円
58	63. 5. 24	63. 5. 24	戦傷病者戦没者 遺族等援護法及 び戦没者の父母 等に対する特別 給付金支給法の 一部を改正する 法律	<p>○戦傷病者戦没者遺族等援護法 について</p> <p>障害年金、遺族年金等の額 を引き上げる。</p> <p>(例) 障害年金(公務傷病、 第一項症、年額)</p> <p>4,554,000円 63年3月 ↓ 分まで 4,611,000円 現 行</p> <p>遺族年金及び遺族給 与金(公務死に係る先順位額、 年額)</p> <p>1,543,400円 63年3月 ↓ 分まで 1,561,400円 現 行</p>

(2) 第112回通常国会：昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
61	昭和 63. 5. 24	昭和 63. 9. 1	厚生年金保険法の一部を改正する法律	<p>○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法について</p> <p>国債(再々継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面75万円、5年償還の無利子の国債を昭和63年4月1日から支給する。</p> <p>厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金が支給する年金給付についての努力目標水準を設定するとともに、脱退一時金を原資として中途脱退者に支給する年金給付の額の加算及び解散した基金の加入員に対する年金給付の支給等を厚生年金基金連合会が行うこととするほか、基金が解散した場合の年金給付の確保事業、連合会における業務の共同処理等の措置を講ずる。</p>
71	63. 5. 31	63. 5. 31 平成 2. 4. 1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律	<p>免許を与える者及び試験を実施する者を厚生大臣とするとともに、養成課程を原則として高卒3年とし、さらに指定試験機関制度及び指定登録機関制度を導入したこと。</p>
72	63. 5. 31	63. 5. 31 2. 4. 1	柔道整復師法の一部を改正する法律	<p>免許を与える者及び試験を実施する者を厚生大臣とするとともに、養成課程を原則として高卒3年とし、さらに指定試験機関制度及び指定登録機関制度を導入したこと。</p>

(2) 第112回通常国会：昭和62年12月28日～昭和63年5月25日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
73	昭和 63. 5. 31	平成 元. 4. 1	クリーニング業 法の一部を改正 する法律	クリーニング師について、都道府県知事が指定した研修を受けることとするとともに、営業者については、クリーニング師にその研修機会を与えること、また、業務に従事する者に都道府県知事が指定した講習を受けさせることとした。
78	昭和 63. 6. 1	昭和 63. 6. 1	国民健康保険法 の一部を改正す る法律	国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、低所得者問題や医療費の地域差問題等、当面着手すべき国保制度の構造的な問題について、国と地方が共同して取り組む仕組みを導入する。 具体的には、 ① 高医療費市町村における運営の安定化の推進 高医療費市町村が国保事業の運営の安定化に関する計画を策定し、給付費の適正化等の措置を講ずる ② 保険基盤安定制度の創設、低所得者に対する保険料軽減分について公費で補填する ③ 高額医療費共同事業の強化・拡充 国と都道府県が助成することにより、同事業の強化・拡充を図る等である。

第2編

第3部 主な法案の審議状況

(3) 第113回臨時国会:昭和63年7月19日～昭和63年12月28日

(3) 第113回臨時国会：昭和63年7月19日～昭和63年12月28日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
2	平成 元. 1.17	平成 元. 2.17	後天性免疫不全 症候群の予防に 関する法律	エイズのまん延の防止を図る ため、その予防に関し必要な措 置について定める。
